

県営土地改良事業 おおがき地区における 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

	事業費（千円）	事務費（千円） （工事雑費含む）	計（千円）
国庫負担	50%		
	176,750		176,750
県費負担	25%	100%	
	88,375	27,020	115,395
市町村負担	25%		
	88,375		88,375
地元負担			
計	100%	100%	
	353,500	27,020	380,520

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の大垣市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 土地改良法第91条第2項の規定による地元分担金の納入方法 該当なし

4 地元負担の予定基準 該当なし

5 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第113条の3第3項の規定による公告日（その公告において工事完了の

日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第91条の2の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第3条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。